

令和8年1月19日

お客さま 各位

福島信用金庫

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」への  
お振り込み等について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、金融犯罪の手口が巧妙化・多様化し、インターネットバンキング等を悪用した不正送金事案や特殊詐欺事案において、「暗号資産交換業者」や「資金移動業者」の金融機関口座に送金させる被害が多発しており、金融庁・警察庁から被害防止の対策を強化するよう要請を受けています。

このような状況を鑑み、当金庫では、お客様の保護及び不正送金防止等の観点から、「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振り込みに際し、「支払い口座名義と振込依頼人が異なる振込み」を、お断りさせていただきます。

また、店頭での暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振り込みの際は、お客様が詐欺被害に遭われていないかを確認するため、お振込み理由をお伺いさせていただくとともに、必要に応じて疎明資料等や本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。

<支払い口座名義と振込依頼人が異なる振込み事例>

支払口座名義人（振込依頼人）	振込依頼人名（振込名義人）	振込の可否
フクシン タロウ	12345 フクシン タロウ	振込可
	フクシン ハナコ	振込不可

\*通常の投資目的での暗号資産交換業者へのお振込や通常の資金移動業者のご利用を全て禁止するものではありません。